

# 資料 No. 1

## 第15号議案

### 福井県立学校設置条例の一部改正について

別紙のとおり、福井県立学校設置条例（昭和28年福井県条例第11号）の一部を改正する。

平成24年8月20日提出

教育長 林 雅 則

### 提案理由

福井県立奥越特別支援学校の新設および養護学校の名称変更ならびに若狭地区の高等学校再編の実施に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

## 福井県立学校設置条例の一部改正

### 1 改正概要

奥越地区における特別支援学校の新設および既存の養護学校の名称変更ならびに若狭地区の高等学校再編の実施に伴い所要の改正を行う。

#### 1 奥越地区における特別支援学校の設置

奥越地区において、勝山南高校の跡地を利用し、「奥越特別支援学校」を設置

(開校は25年4月 募集に関する事務手続等のため設置は24年11月1日)

[設置部] 幼稚部、小学部、中学部、高等部

[規模] 幼児・児童・生徒数 約60名

#### 2 若狭地区的高等学校再編

【県立高等学校再編整備計画 第2次実施計画 (H24.3策定)】

・小浜水産高校を若狭高校に統合し、新たに「海洋科学科」(仮称)を設置する。小浜水産高校専攻科は廃止する。

・若狭東高校農業科、工業科と若狭高校商業科を統合再編し、若狭東高校を母体とした総合産業高校を設置する。

・普通科系学科については、若狭東高校の普通科を廃止し、若狭高校に集約化する。

### 2 改正内容および施行日

#### (1) 特別支援学校関係

①新たに「奥越特別支援学校」を設置する。……………平成24年11月1日施行

②既存の養護学校の名称を「○○特別支援学校」に改める。…平成25年4月1日施行

※ 学校教育法の改正 (H19.4.1施行)により、盲学校、ろう学校、養護学校は障害種別を超える特別支援学校に一本化された。  
奥越特別支援学校の設置を機に、既存養護学校の名称を特別支援学校に改める。

#### (2) 県立高等学校再編整備計画 (若狭地区) 関係

①若狭高校に水産に関する学科を追加

(※小浜水産高校の全日制水産科の募集は停止する。)

…平成25年4月1日施行

②若狭東高校に商業に関する学科を追加

(※若狭高校の商業科、若狭東高校の普通科は募集を停止する。)

③若狭高校の設置学科のうち商業に関する学科を廃止する。

④若狭東高校の設置学科のうち普通科を廃止する。

…平成27年4月1日施行

⑤小浜水産高校を閉校する。

⑥若狭高校に水産に関する専攻科を設置する。

⑦若狭高校の水産に関する専攻科を廃止する。

…平成29年4月1日施行

#### (3) その他

条例改正による専攻科の廃止に伴い、「福井県立高等学校入学料等徴収条例」の専攻科に係る規定の削除 ……平成29年4月1日施行

## 奥越特別支援学校の新設および養護学校の名称変更に伴う条例改正内容

名 称		条例施行日
現行	改正後	
福井県立 盲 学校	変更なし	平成25年4月1日 (名称変更)
福井県立 ろう 学校	変更なし	
福井県立 福井 養護学校	福井県立 福井 特別支援学校	
福井県立 福井南 養護学校	福井県立 福井南 特別支援学校	
福井県立 福井東 養護学校	福井県立 福井東 特別支援学校	
福井県立 清水 養護学校	福井県立 清水 特別支援学校	
福井県立 嶺北 養護学校	福井県立 嶺北 特別支援学校	平成24年11月1日 (新設) ※平成25年4月開校
	福井県立 奥越 特別支援学校	平成25年4月1日 (名称変更)
福井県立 南越 養護学校	福井県立 南越 特別支援学校	
福井県立 嶺南東 養護学校	福井県立 嶺南東 特別支援学校	
福井県立 嶺南西 養護学校	福井県立 嶺南西 特別支援学校	

## ※「特別支援学校」への名称変更

平成18年6月に学校教育法が一部改正され、平成19年度より従来の「盲・ろう・養護学校」が「特別支援学校」と改正された。

本県では、平成24年11月1月に奥越特別支援学校を新設するこの機会に、県内の「養護学校」の名称を「特別支援学校」に変更する。

なお、盲学校・ろう学校については、福井県に唯一の学校として、視覚又は聴覚障害に特化した指導計画作成や教育相談を継続するため、障害種が明確な現在の校名を継続する。

## 若狭地区の高等学校再編の実施に伴う条例改正内容

①福井県立若狭高等学校の設置学科に水産に関する学科を加える。

福井県立若狭東高等学校の設置学科に商業に関する学科を加える。

(施行日：平成25年4月1日)

②福井県立若狭高等学校の設置学科から商業に関する学科を削る。

福井県立若狭東高等学校の設置学科から普通科を削る。

福井県立小浜水産高等学校を閉校する。

福井県立若狭高等学校の設置課程に水産に関する専攻科を加える。

(施行日：平成27年4月1日)

③福井県立若狭高等学校の設置課程から水産に関する専攻科を削る。

(施行日：平成29年4月1日)

学校名	設置課程	位置	現行		改正後		
			設置学科 (学科種別)	学科名 (規則で規定)	設置学科 (学科種別)	学科名 (規則で規定)	
若狭 高等学校	全日制	小浜市 千種一丁目	普通	普通科	普通	普通科	
			理数	理数探究科	理数	文理探究科	
			国際	国際探究科	国際	国際探究科	
	定時制		商業	商業科 情報処理科	廃止		
					水産	海洋科学科	
	専攻科		普通	普通科	普通	普通科	
若狭東 高等学校	全日制	小浜市 金屋	水産		水産	漁業科	
			普通	普通科	廃止		
			農業	産業技術科 生活科学科	農業	地域創造科 生活創造科	
			工業	電子機械科 電気科	工業	電気・機械科	
					商業	ビジネス情報科	
小浜水産 高等学校	全日制	小浜市 堀屋敷	水産	海洋科学科 食品工業科 水産経済科	廃止		
	専攻科		水産	漁業科			

※学科名については教育委員会規則により規定する。

## 参考

福井県立学校設置条例（昭和二十八年福井県条例第十一号）

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

## 改正案

現行

## (設置)

第一条 県立の高等学校および特別支援学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。

## 一 高等学校

名 称	設置課程	位 置	設置学科
		または設置科	

## (略)

福井県立若狭高等学校	全日制	小浜市千種一丁目	普通 理数 国際 水産
同	定時制	小浜市千種一丁目	普通
	専攻科	小浜市千種一丁目	水産

## (設置)

第一条 県立の高等学校および特別支援学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。

## 一 高等学校

名 称	設置課程	位 置	設置学科
		または設置科	

## (略)

福井県立若狭高等学校	全日制	小浜市千種一丁目	普通 商業 理数 国際
同	定時制	小浜市千種一丁目	普通

福井県立福井農林高等学校	全日制	福井市新保町	農業
福井県立坂井農業高等学校	全日制	坂井市坂井町宮領	農業
福井県立若狭東高等学校	全日制	小浜市金屋	農業 工業 商業

(削る。)

## (略)

福井県立若狭東高等学校	全日制	小浜市金屋	普通 農業 工業
福井県立福井農林高等学校	全日制	福井市新保町	農業
福井県立坂井農業高等学校	全日制	坂井市坂井町宮領	農業
福井県立小浜水産高等学校	全日制	小浜市堀屋敷	水産

(削る。)

## (略)

## 改正案

現行

## 二 特別支援学校

## 二 特別支援学校

名 称 (略)	位 置 部
福井県立福井特別支援学校	福井市光陽三丁目 小学部、中学部、高等部
福井県立福井南特別支援学校	福井市南居町 小学部、中学部、高等部
福井県立福井東特別支援学校	福井市四ツ井二丁目 小学部、中学部、高等部
同月見分校	福井市月見二丁目 小学部、中学部、高等部
福井県立清水特別支援学校	福井市島寺町 小学部、中学部
福井県立嶺北特別支援学校	坂井市丸岡町熊堂 小学部、中学部、高等部
福井県立奥越特別支援学校	勝山市昭和町三丁目 小学部、中学部、高等部、幼稚部
福井県立南越特別支援学校	越前市上大坪町 小学部、中学部、高等部、幼稚部
福井県立嶺南東特別支援学校	三方郡美浜町氣山 小学部、中学部、高等部、幼稚部
福井県立嶺南西特別支援学校	小浜市羽賀 小学部、中学部、高等部、幼稚部
同小浜分校	小浜市深谷 小学部、中学部

名 称 (略)	位 置 部
福井県立福井養護学校	福井市光陽三丁目 小学部、中学部、高等部
福井県立福井南養護学校	福井市南居町 小学部、中学部、高等部
福井県立福井東養護学校	福井市四ツ井二丁目 小学部、中学部、高等部
同月見分校	福井市月見二丁目 小学部、中学部、高等部
福井県立嶺北養護学校	坂井市丸岡町熊堂 小学部、中学部、高等部
福井県立清水養護学校	福井市島寺町 小学部、中学部
福井県立南越養護学校	越前市上大坪町 小学部、中学部、高等部、幼稚部
福井県立嶺南東養護学校	三方郡美浜町氣山 小学部、中学部、高等部、幼稚部
福井県立嶺南西養護学校	小浜市羽賀 小学部、中学部、高等部、幼稚部
同小浜分校	小浜市深谷 小学部、中学部

第二条 (略)

第二条 (略)

第二条 (略)

第二条 (略)

改 正 案

現 行

附 則

(施行期日)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
(※以下、一部改正条例上の規定)

一 第一条の規定 平成二十四年十一月一日

二 第二条の規定 平成二十五年四月一日

三 第三条の規定 平成二十七年四月一日

四 第四条および次項の規定 平成二十九年四月一日

(福井県立高等学校入学料等徴収条例の一部改正)

2 福井県立高等学校入学料等徴収条例(昭和四十七年福井県条例第六号)の一部を次のように改正する。

(省略)

## 参考

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

福井県立高等学校入学料等徴収条例（昭和四十七年福井県条例第六号）※附則にて改正

## 改正案

## 現行

## (趣旨)

第一条 この条例は、福井県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の入学料、入学審査料、聴講料および聴講審査料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (入学料等の額)

第二条 県立高等学校の入学料および入学審査料の額は、次のとおりとする。

区分	入学料	入学審査料
全日制	五、六五〇円	第一次募集の場合 二、二〇〇円
定時制	二、一〇〇円	その他の場合 一、五〇〇円
(削る。)		
通信制	五〇〇円	一、五〇〇円

## (削る。)

第三条 第五条第一項の聴講料の額は一教科一単位に相当する時間につき八百四十円とし、同条第二項の聴講審査料の額は同条第一項の規定による許可の申請一回につき千百円とする。

## (入学料等の納入)

第四条 県立高等学校に入学を許可された者は、当該許可の日から十日以内に入学料を福井県証紙により納入しなければならない。

## (趣旨)

第一条 この条例は、福井県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の入学料、授業料（専攻科に係るものに限る。）、入学審査料、聴講料および聴講審査料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (入学料等の額)

第二条 県立高等学校の入学料および入学審査料の額は、次のとおりとする。

区分	入学料	入学審査料
全日制	五、六五〇円	第一次募集の場合 二、二〇〇円
定時制	二、一〇〇円	その他の場合 一、五〇〇円
専攻科	五、六五〇円	
通信制	五〇〇円	一、五〇〇円

## (削る。)

第三条 県立高等学校の専攻科の授業料の額は、年額十一万八千八百円とする。

第四条 第六条第一項の聴講料の額は一教科一単位に相当する時間につき八百四十円とし、同条第二項の聴講審査料の額は同条第一項の規定による許可の申請一回につき千百円とする。

## (入学料等の納入)

第五条 県立高等学校に入学を許可された者は、当該許可の日から十日以内に入学料を福井県証紙により納入しなければならない。

改正案

現行

(削る。)

2 県立高等学校の専攻科に在学する者は、授業料の年額の十二分の一に相当する額（次項において「月割額」という。）を毎月の十日（四月については四月十五日、卒業の日の属する月については当該月の前月の十日）（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日、日曜日または土曜日でない日）までに納入しなければならない。

(削る。)

3 前項の規定にかかわらず、県立高等学校の専攻科に在学する者は、月割額の十二月分または数月分をまとめて前納することができる。

4 県立高等学校の入学者を選抜するための審査を受けようとする者は、入学願書を学校長に提出する際に入学審査料を福井県証紙により納入しなければならない。

第五条 県立高等学校の定時制の課程の教科科目または通信制の課程の教科科目の聽講を許可された者は、当該許可の日から十日以内に聽講料を納入しなければならない。

(略)

(授業料を納入しない場合の措置)

第七条 教育委員会は、県立高等学校の専攻科に在学する者が授業料を納入しない場合にあつては、その者に対し退学を命ずることができる。

(授業料を徴収しない場合)

第八条 県立高等学校の専攻科に在学する者が、留学し、または休学した場合において、その期間が一月のすべてにわたる場合は、その月分の授業料は、徴収しない。

改 正 案

現 行

(削る。)

(転入学等をした者に係る授業料の徴収)

第九条 月の中途において県立高等学校の専攻科に転入学をした者に係る授業料は、当該転入学をした日の属する月分から徴収する。

2 月の中途において県立高等学校の専攻科から退学をした者または県立高等学校以外の高等学校へ転学をした者に係る授業料は、当該退学または転学をした日の属する月分まで徴収する。

(入学料の免除)

第六条 知事は、特に必要があると認めるときは、入学料を免除することができ  
る。

(授業料の減免)

第十一条 知事は、県立高等学校の専攻科に在学する者が授業料を納入すること  
が困難であると認めるときその他特に必要があると認めるときは、授業料の全  
部または一部を免除することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(省略)

※福井県立学校設置条例の一部を改正する条例の附則により  
平成二十九年四月一日施行

第	号	議案
		福井県立学校設置条例の一部改正につ
		いて
		福井県立学校設置条例の一部を改正する条
例	を	次のようにして
		平成二十四年九月一日提出
		福井県知事 西川一誠
福	井	県条例第 号
		福井県立学校設置条例の一部を改正す
		る条例
第	一	福井県立学校設置条例(昭和二十八年福井県条例第十一号)の一部を次のよ
		うに改正する。
		第一条の表の二の表福井県立清水養護学
校	の	校の項の次に次のようになります。
		第一表福井県立若狭高等学
第	二	福井県立学校設置条例の一部を次の
		よう改正する。
		第一条の表の一の表福井県立若狭高等学
校	の	校の項中「国際」を「国際水産」に改め
		福井県立奥越特別支援学校 勝山市昭和町三丁目 小学部、中学部、高等部、幼稚部

、同表福井県立若狭東高等学校の項中一工  
業一を一工業商業一に改め、同条の表の

二の表を次のようになり改める。

二 特別支援学校

	名 称	位 置	部
	福井県立盲学校	福井市原目町	小学部、中学部、高等部、幼稚部
	福井県立ろう学校	福井市幾久町	小学部、中学部、高等部、幼稚部
	福井県立福井特別支援学校	福井市光陽三丁目	小学部、中学部、高等部
	福井県立福井南特別支援学校	福井市南居町	小学部、中学部、高等部
	福井県立福井東特別支援学校	福井市四ツ井二丁目	小学部、中学部、高等部
同	月見分校	福井市月見二丁目	小学部、中学部、高等部
	福井県立清水特別支援学校	福井市島寺町	小学部、中学部
	福井県立嶺北特別支援学校	坂井市九間町熊堂	小学部、中学部、高等部
	福井県立奥越特別支援学校	勝山市昭和町二丁目	小学部、中学部、高等部、幼稚部
	福井県立南越特別支援学校	越前市上大坪町	小学部、中学部、高等部、幼稚部
	福井県立嶺南東特別支援学校	三方郡美浜町気山	小学部、中学部、高等部、幼稚部
	福井県立嶺南西特別支援学校	小浜市羽賀	小学部、中学部、高等部、幼稚部
同	小浜分校	小浜市深谷	小学部、中学部

第三条 福井県立学校設置条例の一一部を次の

よう改正する。

第一条の表の一の表中



「福井県立若狭高等学校	全日制	小浜市千種二丁目	普通 商業 理数 国際 水産
同	定時制	小浜市千種二丁目	普通
福井県立若狭東高等学校	全日制	小浜市金屋	普通 農業 工業 商業
福井県立福井農林高等学校	全日制	福井市新保町	農業
福井県立坂井農業高等学校	全日制	坂井市坂井町宮領	農業
福井県立小浜水産高等学校	全日制	小浜市堀屋敷	水産
同	事政科	小浜市堀屋敷	水産
を			
「福井県立若狭高等学校	全日制	小浜市千種二丁目	普通 理数 国際 水産
同	定時制	小浜市千種二丁目	普通
同	専攻科	小浜市千種二丁目	水産
福井県立福井農林高等学校	全日制	福井市新保町	農業
福井県立坂井農業高等学校	全日制	坂井市坂井町宮領	農業
福井県立若狭東高等学校	全日制	小浜市金屋	農業 工業 商業
に 改 め る。			
第 四 条	福 井 県 立 学 校 設 置 条 例 の 一 部 を 次 の		
よ う に 改 正 す る。			
第 一 条 の 表 の 一 の 表 中			
同	定時制	小浜市千種二丁目	普通
同	事政科	小浜市千種二丁目	水産
を			
同	定時制	小浜市千種二丁目	普通
に 改 め る。			
附 則			



区分		入学料	入学審査料		
全 日 制	五、六五〇円	第一次募集の場合	二、二〇〇円		
定 時 制	二、一〇〇円	その他の場合	一、五〇〇円		
通 信 制	五〇〇円		一、五〇〇円		
第 二 条 を 削 る。					
第 四 条 中 一 第 六 条 第 一 項 一 を 一 第 五 条 第					
一 項 一 に 改 め 、 同 条 を 第 三 条 と す る。					
第 五 条 中 第 二 項 お よ び 第 三 項 を 削 り 、 第					
四 項 を 第 二 項 と し 、 同 条 を 第 四 条 と す る。					
第 六 条 を 第 五 条 と す る。					
第 七 条 、 第 八 条 お よ び 第 九 条 を 削 る。					
第 十 条 を 第 六 条 と す る。					
第 十 一 条 を 削 る。					
第 十 二 条 を 第 七 条 と す る。					
提 案 理 由					
福 井 県 立 奥 越 特 別 支 援 学 校 の 新 設 お よ び 養					
護 学 校 の 名 称 変 更 な ら び に 若 狹 地 区 の 高 等 学					
校 再 編 の 実 施 に 伴 い 、 所 要 の 規 定 を 整 備 す る					
必 要 が あ る の で 、 こ の 案 を 提 出 す る。					